

12月は消費者被害防止月間です

契約してしまった！



迷っている...

そんな時はすぐに相談！



消費生活相談室(市役所1F)

☎576-1609

月～金 9時～15時

上記以外の時間は産業振興課へ転送されます

相談室に
来ている
相談から

こんなことありませんか？

いまだけ

塗装・屋根
化粧品・サプリメント
投資・布団
LPガス・電気
光回線

あなただけ

自分の・子どもの
夫の・妻の
兄弟の・親の
借金

宝くじが当たった
未払金がある
アカウントがおかしい
ウイルスが入り込んだ
お荷物届いてます
不審なメール
そこへ連絡しては
いけません

不用品
衣類・香水・お人形
百科事典
何でも引き取ります
ホントの狙いは
貴金属

ネットから詐欺の相談、増えています

暗号資産・FX・副業サイト、架空請求
SNSで素敵な友達が出来た。

それ、大丈夫ですか？

誰かに使われてるかも

クレジットカード
スマホ決済
銀行口座
利用の確認
をしよう

サプリメント・化粧品
お試しのつもりが
定期購入になっていた
解約が出来ません

ネットショップ
お金を振り込んだ
商品がこない
偽物だった